

この商品について

- 契約年齢範囲：0歳～75歳（0歳は生後15日以上）
- 保険期間・保険料払込期間：3年以上かつ99歳以下
※ 保険期間と保険料払込期間は同一となります。

解約返戻金について

解約されると解約返戻金額は多くの場合、払込保険料の合計額より少ない金額になります。特にご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。なお、解約返戻金額は、契約年齢・保険料払込期間・経過年月数・保険料払込年月数等により異なります。

保険料払込みの免除について

被保険者が責任開始日以後に生じた不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の保険料払込期間中に、所定の身体障害の状態に該当したときは、以後の保険料の払込みが免除されます。

ご契約の自動更新について

- この保険は保険期間満了日の翌日に自動更新されます。更新をご希望にならない場合は、保険期間満了日前にFWD富士生命よりお送りする所定の書類にて、その旨お申出ください。
- 自動更新後のお取扱いについて

保険期間・保険料払込期間	更新前と同一
保険金額	更新前と同一
保険料	更新日時点の被保険者の年齢、保険料率により計算します。

- 次の場合等には自動更新を取扱いません。
・更新後の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が99歳をこえるとき
・保険料の払込みが免除されているとき
・払済保険または延長定期保険へ変更されているとき

リビング・ニーズ特約について

【特定状態保険金の支払事由】

被保険者が余命6か月以内と判断されたときに特定状態保険金をお支払いします。

【特定状態保険金の支払額】

被保険者が指定した金額（指定保険金額）から指定保険金額に対応する6か月分の利息および保険料に相当する金額を差引いた金額をお支払いします（指定保険金額は、死亡保険金額の範囲内かつ同一被保険者について他のご契約の指定保険金額と通算して3,000万円以内で設定できます）。

【特定状態保険金の受取人】

被保険者とします。

その他のご注意

- この保険に配当金はありません。
- 「5年ごと利差配当付年金払特約」を付加した場合、この特約の契約者配当金は、責任準備金等の運用益がFWD富士生命の予定した運用益をこえた場合に、年金基金の設定後5年ごとにお支払いします。
※ 運用の状況によっては、配当金が生じない場合があります。

- このパンフレットは、2020年7月2日現在のお取扱い内容に基づき作成しています。
- このパンフレットに記載されている税務上の取扱いについては、2020年7月2日現在施行中の税制に基づいて一般的と考えられる内容です。したがって、今後の税制改正等によって変更となる場合や、契約内容等によっては税務上の取扱いが記載内容と異なる場合がありますので、ご注意ください。なお、個別の具体的な税務上の取扱いについては、所轄の税務署、税理士等の専門家にご相談ください。
- 法人をご契約者とする場合には、別途交付する資料「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」および「保険設計書」を参照いただき、税務取扱について留意すべき事項をご確認ください。
- FWD富士生命のお手続きに関する事項や保険契約の諸利率等の各種情報につきましては、FWD富士生命のホームページをご覧ください。
- ご契約の際には「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」、「ご契約のしおり・約款」はご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等について説明しています。必ず、ご一読のうえ、大切に保管してください。
- 生命保険募集人について
生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。引受保険会社における生命保険募集人は、お客さまと引受保険会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して引受保険会社が承諾したときに有効に成立します。また、ご契約の成立後にご契約内容の変更等をされる場合にも、原則としてご契約内容の変更等に関する引受保険会社の承諾が必要になります。生命保険募集人の権限等に関するご確認を希望される場合には、下欄の「総合サービスセンター」までご連絡願います。
- 当社委託の生命保険募集人がお客さまから現金または小切手をお預かりすることは一切ありません。また、個人名義の口座等、保険会社名義以外の口座にお振込みを依頼することは一切ありません。

引受保険会社

募集代理店

FWD富士生命保険株式会社

〒103-0023 東京都中央区日本橋本町2-2-5 日本橋本町二丁目ビル
ホームページ fwdfujilife.co.jp
総合サービスセンター 0120-211-901（通話料無料）
受付時間：月～金（祝日・年末年始を除く）9:00～18:00

W3807 登録No.FWD-B3459-2005

福利厚生プラン （養老保険）

養老保険

養老保険 | 2020年7月改訂

従業員の退職金や弔慰金の資金を準備できる保険です。

ご契約日
2020年
7月2日
以降用

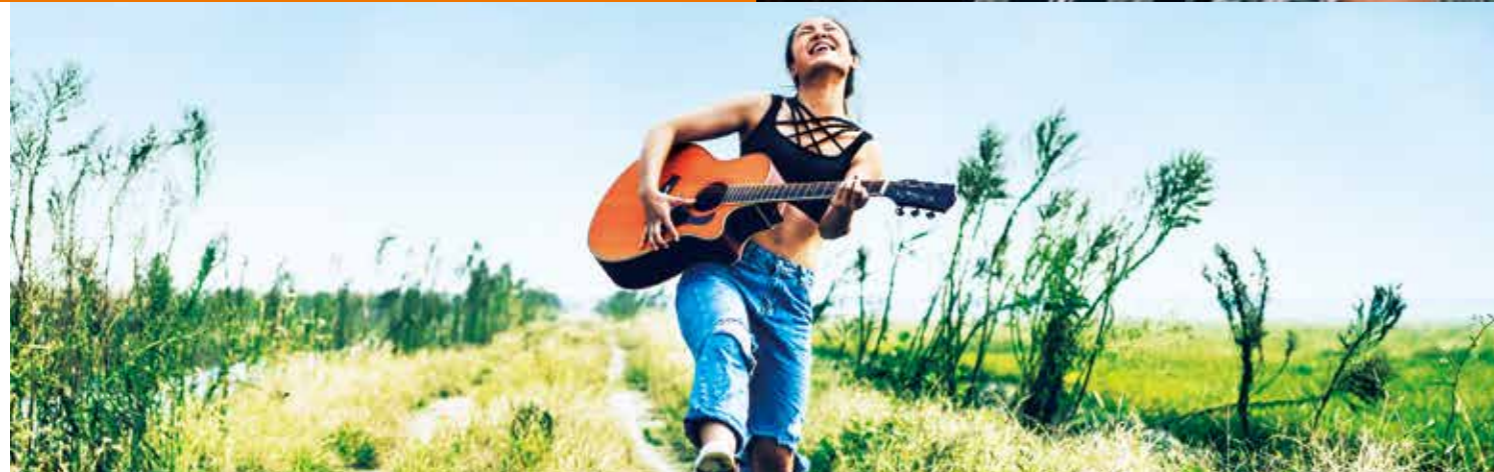
経営者・役員の保障、従業員の福利厚生の準備

この保険は上記の保障を希望されるお客さまにおすすめの保険です。保障内容がお客さまのご希望（ご意向）に沿っているかご確認ください。
※ 上記以外の主契約の保障内容や特約等の保障内容等に関しては、募集代理店にお問い合わせください。



今を生きる エネルギーとなる保険へ。

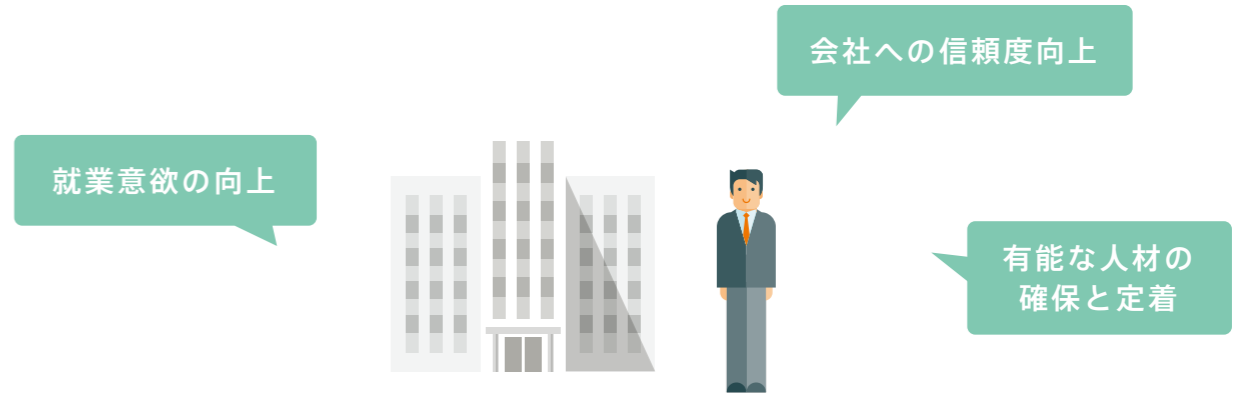
今この瞬間を前向きに生きる、すべての人のために。
 私たちが目指すのは、人生を思いっきり楽しむ自信の源となること。
 選んで終わりではなく、選んだ瞬間始まる保険へ。
 FWD富士生命は、人々が抱く
 保険のイメージを一新する発想と情熱により、
 お客様の「今」を後押しするための挑戦を続けていきます。



いくぜ、人生。

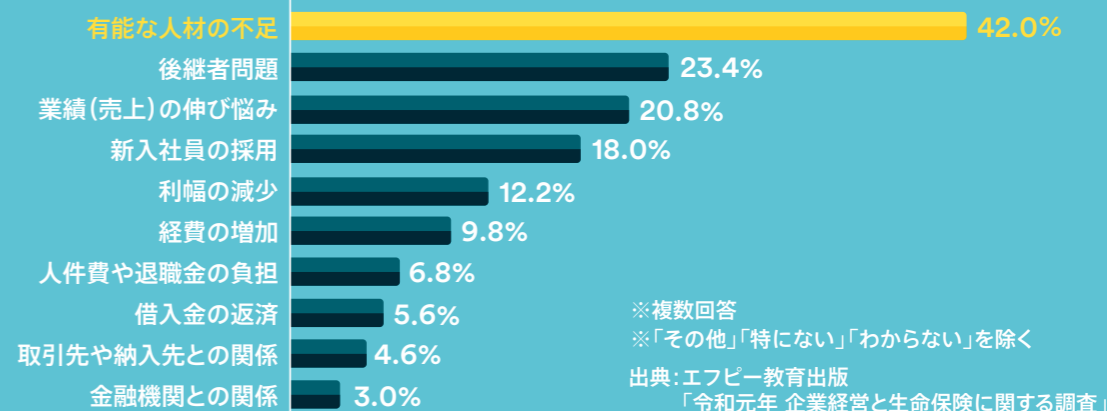
会社の福利厚生制度を充実させましょう

福利厚生制度を充実させることのメリット

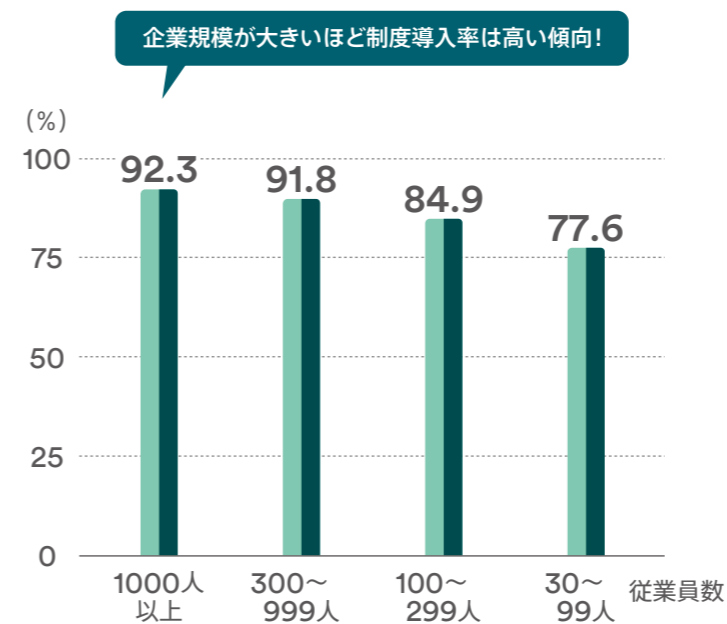


経営に関する悩み

有能な人材の確保は
 企業経営において
 重要な課題です。

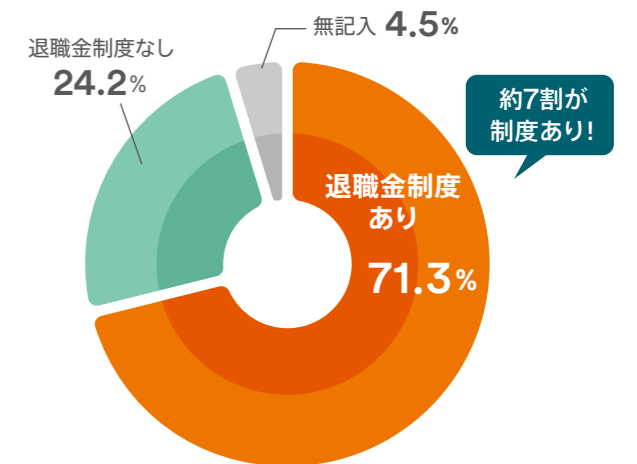


企業規模別の退職給付(一時金・年金)制度の導入率



中小企業の退職金制度の有無

都内の中小企業(10名~300名未満)を対象に行ったアンケート結果



【アンケート結果】 退職金制度あり・・・756社
 退職金制度なし・・・256社
 無記入・・・48社

出典：東京都産業労働局「中小企業の賃金・退職金事情(平成30年版)」

福利厚生プラン(養老保険)の特長

福利厚生プランは以下の契約形態でご加入ください。

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	満期保険金受取人
法人	役員・従業員 ※原則、全員加入	役員・従業員 の遺族	法人

※職種・年齢・勤続年数等の合理的基準によって普遍的加入と認められる場合は、保険料の2分の1に相当する金額は資産に計上し、残額は期間の経過に応じて損金の額に算入します。ただし、役員または部長その他特定の使用人のみを被保険者としている場合には、その残額は当該役員または部長その他特定の使用人に対する給与となります。
[法人税基本通達9-3-4(養老保険に係る保険料)]

福利厚生プランの要件を満たすための(普遍的加入)のチェックポイント

- 加入目的は、役員や従業員の生存退職金・死亡退職金・弔慰金の資金準備である。
- 全役員・全従業員を加入対象としている。
- 全役員・全従業員同額もしくは合理的格差に則った保険金額としている。
- 役員・従業員の大部分が同族関係者ではない。
- 社員の入社や退職に伴う契約の手続きが必要なることを理解している。

1 保障と資産形成の機能を兼ね備えています。

死亡保険金・高度障害保険金は死亡退職金・弔慰金制度の財源、また満期保険金は生存退職金制度の財源として活用できます。

保険金	このような場合にお支払いします(支払事由)	支払額
死亡保険金	死亡したとき	保険金額
高度障害保険金	所定の高度障害状態に該当したとき	
満期保険金	保険期間満了時に生存しているとき	

※高度障害保険金が支払われたときには、ご契約は消滅します。






2 所定の解約返戻金があります。

解約返戻金は、急な資金ニーズが生じた際の緊急予備資金として活用できます。

一時的に資金が必要となった場合は、解約返戻金をもとに契約者貸付制度を利用できます。

FWD富士生命健康サービスを利用できます。

たとえば以下のようなサービスを利用できます。

 よりよい医療を選択するために、専門医に相談できるセカンドオピニオンサービス	 がんに関する悩みや治療を相談できるサービス	 日々の健康管理や病気・ケガをした際の対処等について24時間いつでも相談できるサービス
 精神的な悩みやこころの問題についてカウンセリングが受けられるサービス	 糖尿病に関する相談や糖尿病専門医がいる医療機関をご案内するサービス	等

※FWD富士生命健康サービスはFWD富士生命保険(株)の業務委託先であるティーベック(株)が提供します。ご利用には諸条件があります。ご利用方法等、詳細につきましては、ご契約後に送付いたします資料をご確認ください。
※FWD富士生命健康サービスのご利用は保険期間満了までとなります。
※養老保険の場合、契約日または更新日が2019年7月2日以降のご契約が対象となります。

ご契約例

- 被保険者:合計10名(男性8名、女性2名)、全員35歳
 - 保険金額:1名につき500万円 ■保険期間・保険料払込期間:60歳 ■保険料払込方法:年払
 - 年払保険料:2,267,680円(1名あたりの年払保険料内訳 男性:227,060円、女性:225,600円)
- ※年払保険料はご契約時点のものです。更新後の保険料は更新日時点の被保険者の年齢、保険料率により計算されます。

ご契約形態

- 契約者:法人 ■被保険者:従業員全員 ■死亡保険金受取人:被保険者の遺族 ■満期保険金受取人:法人

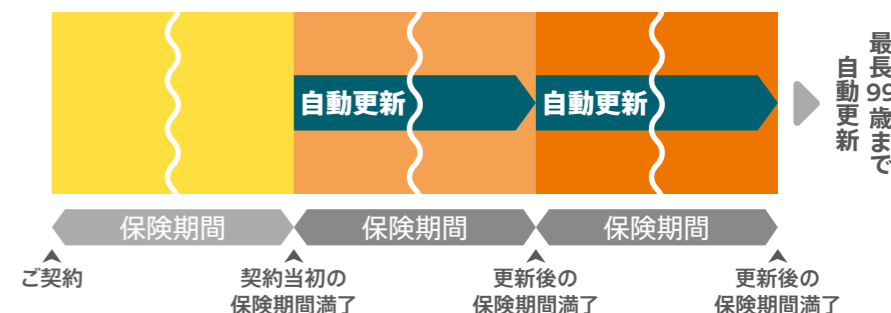
[イメージ]



保険期間は3年から1年刻みで設定できます。

ご契約の自動更新が可能です。

更新時に「診査」や「告知」は不要ですので、健康状態にかかわらず保障を継続できます。
※自動更新には、更新後の保険期間が一定範囲内であること等、所定の条件があります。



解約返戻金額等の推移(上記ご契約例の場合)

経過年数	年齢	払込保険料累計 A	解約返戻金額 B	返戻率 B÷A	損金算入額累計	資産計上額累計
1年	36歳	2,267,680円	1,034,000円	45.5%	1,133,840円	1,133,840円
5年	40歳	11,338,400円	9,037,000円	79.7%	5,669,200円	5,669,200円
10年	45歳	22,676,800円	19,233,000円	84.8%	11,338,400円	11,338,400円
15年	50歳	34,015,200円	29,176,000円	85.7%	17,007,600円	17,007,600円
20年	55歳	45,353,600円	39,390,000円	86.8%	22,676,800円	22,676,800円
25年	60歳	56,692,000円	50,000,000円	88.1%	28,346,000円	28,346,000円

※「払込保険料累計」「解約返戻金額」「損金算入額累計」「資産計上額累計」は各経過年数における契約日の年単位の応当日前日時点の金額を表示しています。
※上表は保険期間の開始月と事業年度の開始月が一致しているものと仮定して計算しています。
※税務上の取扱いは、ご契約形態やご契約内容によって変わる場合があります。

経理処理について

※勘定科目や経理処理方法は、一般的に使用され適切と思われるものを記載しています。

福利厚生プランでご加入の場合、一定の要件のもと、保険料の2分の1が損金扱いとなります。

ご契約形態

■契約者:法人 ■被保険者:役員・従業員全員 ■死亡保険金受取人:被保険者の遺族 ■満期保険金受取人:法人

保険料支払時の処理

保険料の2分の1を資産に計上し、残額については福利厚生費として損金に算入します。

例:年払保険料として300万円を支払った場合

借方		貸方	
保険料積立金	150万円	現金及び預金	300万円
福利厚生費	150万円		

死亡保険金受取時の処理

被保険者の遺族が死亡保険金を直接受け取った場合、法人(契約者)は該当する被保険者のご契約について保険料積立金として資産に計上してある額を雑損失として取り崩します。

例:死亡保険金として被保険者の遺族が1,000万円を受け取り、この時点で資産に計上していた保険料積立金が120万円だった場合

借方		貸方	
雑損失	120万円	保険料積立金	120万円

解約返戻金受取時の処理

法人(契約者)は該当する被保険者のご契約について保険料積立金として資産に計上してある額を取り崩し、受け取った解約返戻金との差額を雑収入として益金に計上します。

※保険料積立金よりも解約返戻金の方が少額の場合は、差額を雑損失として損金算入します。

例:被保険者の退職に伴い、解約返戻金として法人が1,600万円を受け取り、この時点で資産に計上していた保険料積立金が1,000万円だった場合

借方		貸方	
現金及び預金	1,600万円	保険料積立金	1,000万円
		雑収入	600万円

満期保険金受取時の処理

法人(契約者)は該当する被保険者のご契約について保険料積立金として資産に計上してある額を取り崩し、受け取った保険金との差額を雑収入として益金に計上します。

例:満期保険金として法人が4,500万円を受け取り、この時点で資産に計上していた保険料積立金が2,500万円だった場合

借方		貸方	
現金及び預金	4,500万円	保険料積立金	2,500万円
		雑収入	2,000万円

満期保険金の年金での受取時の処理(10年確定年金)

法人(契約者)は該当する被保険者のご契約について保険料積立金として資産に計上してある額のうち、毎年の受取年金額に対応する金額を10年にわたり均等に取崩し、受取年金額との差額を雑収入として益金に計上します。

【平成15年12月15日 国税庁からの事務連絡(法人は満期時に満期保険金を益金計上せず、年金受取時に益金計上することについては、支払事由発生前から年金で支払う旨を約定している年金払特約付契約については差し支えない)】

例:満期保険金を年金として法人が年450万円を受け取り、この時点で資産に計上していた保険料積立金が2,500万円だった場合

借方		貸方	
現金及び預金	450万円	保険料積立金	250万円
		雑収入	200万円

※2,500万円×1/10=250万円

更新後の保険料支払時の処理

保険料の2分の1を資産に計上し、残額については福利厚生費として損金に算入します。

例:年払保険料として310万円を支払った場合

借方		貸方	
保険料積立金	155万円	現金及び預金	310万円
福利厚生費	155万円		

ご参考 満期保険金を年金で受け取り、かつ、ご契約を更新した場合

年金受取時に雑収入として益金に計上します(上記「満期保険金の年金での受取時の処理」参照)が、更新後の保険料支払時に損金に算入される福利厚生費(上記「更新後の保険料支払時の処理」参照)と相殺されますので、計上する益金は減少します。

❗ 5年ごと利差配当付年金払特約を付加した場合の契約者配当金については、上記の経理処理では考慮していません。

各種お取扱いについて

契約者貸付制度

所定の条件のもと、保障は継続したまま、解約返戻金額の90%以内で契約者貸付制度を利用できます。なお、貸付金には所定の利率で計算された利息がつきます。

保険料の払込方法(回数)変更

払込方法<月払・半年払・年払>を変更できます。

保険料振替貸付

保険料の払込みがないまま保険料払込猶予期間を経過した場合でも、あらかじめお申出がない限り解約返戻金額の範囲内で保険料を自動的にお立替えすることにより、保険契約を有効に継続できます。なお、貸付金には所定の利率で計算された利息がつきます。

保険金額の減額

保険金額を減額することにより、保険料の払込額を少なくすることができます。

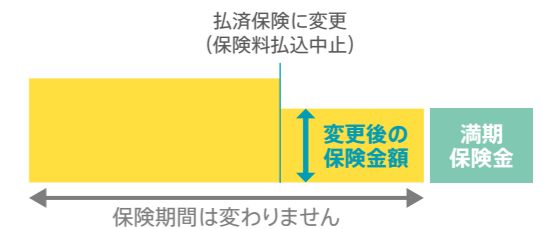
※減額部分は解約されたものとして取扱いますので、所定の解約返戻金をお支払いします。

契約者変更

契約者および満期保険金受取人を法人から個人に変更できます。たとえば、被保険者の退職時に、個人契約に変更し、保障を引き継ぐこともできます。

払済保険への変更

- この保険における払済保険への変更とは、将来の保険料の払込みを中止し、変更時の解約返戻金をもとに、今までのご契約の**保険期間を変えずに**保険金額の少ない同じ種類の保険に変更することです。
- 払済保険へ変更した場合でも、満期をむかえられたときには、満期保険金(払済保険変更後の保険金額)をお支払いします。



ポイント

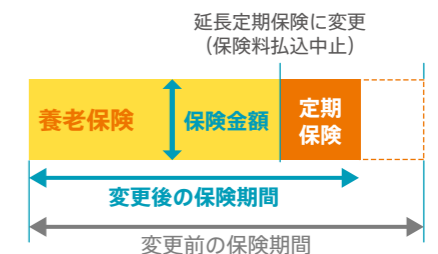
払済保険に変更した場合、資産計上額を再評価し洗替経理処理*するか、保険金支払いまたは解約等により契約が終了するまで、洗替経理処理をせずにそのまま計上しておくことも可能です。

*洗替経理処理とは、変更時点における解約返戻金相当額とその保険契約にかかる資産計上額の差額を益金または損金の額に算入することです。

※関係法令・通達:法人税基本通達9-3-7の2

延長定期保険への変更

- この保険における延長定期保険への変更とは、将来の保険料の払込みを中止し、変更時の解約返戻金をもとに、今までのご契約の**保険金額を変えずに**定期保険に変更することです。延長定期保険へ変更後の保険期間は、もとのご契約の保険料払込年月数等によって決まります。
- ※もとのご契約の保険期間をこえるときは、保険期間をその日までとし、保険期間満了時に生存保険金をお支払いします。
- 満期保険金はなくなります。
- もとのご契約の特約は消滅する場合があります。



❗

- 各種お取扱いに際しては、所定の条件があります。詳細は「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
- 契約内容の変更等を行った際に課税処理が発生することがあります。個別のお取扱いについては、事前に所轄の税務署、税理士等の専門家にご相談ください。